

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第1回）

新規性判断時のクレーム文言解釈

～最も広い合理的解釈～

ST. JUDE MEDICAL, LLC,
Appellant
v.
SNYDERS HEART VALVE LLC,
Cross-Appellant

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

新規性の判断にあたっては、クレームに記載した各構成と先行技術の記載とを対比し、一致点及び相違点を認定する。この一致点及び相違点の認定に際しては、クレームの文言を適切に解釈する必要がある。

本事件では人工心臓弁に特許が付与されており、特許クレーム中の「サイズと形状」の解釈が争点となった。PTAB（Patent Trial and Appeal Board）は当該構成が先行技術に開示されているとし、新規性を否定した。

これに対し、CAFCはクレームのその他の文言及び明細書の記載を参酌し、クレームの人口心臓弁は自然弁（Native Valve）を除去することなく挿入することができるサイズと形状を有し、当該サイズと形状の人工心臓弁は先行技術には開示されていないとして、新規性を否定したPTABの決定を取り消した。

2. 背景

(1) 特許の内容

Snyders Heart Valve LLCは、「人工心臓弁および弁を挿入するためのシステム」と称する米国特許第6,540,782号（以下、782特許という）を所有している。782特許は2001年2月1日出願され、2003年4月1日に登録された。

人間の心臓には、心臓が膨張および収縮するときに血流を調節する4つのチャンバーと4つの弁がある。782特許によれば、健康的な開閉を損なうがために弁が損傷したり病気になったりすると、血液が弁を通過して逆流し、血圧が危険なほど低下する。